○国土交通省令第三十号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項並びに第二十七条第一項及び第三項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第一項、第三項（これらの規定を同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第十八条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項を第六項とし、同条第四項中「、飲酒」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

第二十四条第一項中「方法」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項第一号中「日常点検」を「点検」に改め、同項第二号中「、飲酒」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　酒気帯びの有無

第二十四条第二項中「（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）」を削り、「当該の事業用自動車」を「当該乗務に係る事業用自動車」に改める。

第四十七条の九第三項中「旅客自動車運送事業者は、」の下に「資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は」を加える。

第四十八条第一項第四号中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改め、同号を同項第四号の二とし、同項第五号中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

第四十八条の十二第一項中「（平成元年法律第八十三号）」を削る。

第五十条第一項第一号中「日常点検」を「点検」に改め、同項第三号中「、飲酒」を削り、同号を同項第三号の二とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、事業用自動車」を「、及び確認を行い、並びに事業用自動車」に改め、同条第二項中「運行状況について報告を求めなければならない」を「運行状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「、指示をしたとき」を「、確認を行い、及び指示をしたとき」に、「及び指示」を「、確認及び指示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

第四十八条第一項第六号中「、指示」を「、確認を行い、指示」に、「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第三条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「、飲酒」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

第七条第一項中「方法」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項中第二号を第三号とし、同項第一号中「、飲酒」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　酒気帯びの有無

第七条第二項中「（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）」を削り、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十七条第一号中「、飲酒」を削り、同号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

第十八条第三項中「一般貨物自動車運送事業者等は、」の下に「運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は」を加える。

第十九条第四号中「運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）」を「資格者証」に改める。

第二十条第一項第四号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同号を同項第四号の二とし、同項第五号中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

第三十一条第一項中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削る。

○環境省令第八号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、事業用自動車の運行」を「、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行」に改め、同条第二項中「求めなければならない」を「求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない」に改め、同条第三項中「、事業用自動車」を「、及び確認を行い、並びに事業用自動車」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に、「、指示をしたとき」を「、確認を行い、及び指示をしたとき」に、「及び指示」を「、確認及び指示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

第二十条第一項第八号中「、及び指示」を「、確認を行い、及び指示」に、「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

2　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号イ中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。